

福岡県医発第 1022 号（総）

平成 14 年 9 月 2 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原一敬次郎



道路交通法に基づく臨時適正検査等に使用する診断書様式について（通知）

初秋の候 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 14 年 6 月 1 日改正道路交通法の施行により、臨時適正検査の制度が整備され、現在運用されているところであります。

この度、別紙のとおり、福岡県警察本部運転免許管理課より、各病院から要望があったておりました「各病気に対応する診断書様式」について福岡県公安委員会提出用として「臨時適正検査（主治医の診断）における診断書様式」を作成した旨通知がありました。

つきましては、臨時適正検査及び主治医による診断結果について、今後本様式の診断書を使用することとなりましたので、貴会会員各位に使用していただくよう、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成14年8月

臨時適性検査（主治医の診断）における診断書様式

福岡県警察本部交通部
運 転 免 許 管 理 課

— 目 次 —

	ページ
1 精神分裂病・そううつ病・その他精神病関係	1
2 てんかん関係	5
3 再発性の失神関係	7
4 無地覚性の低血糖症関係	15
5 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害関係	19
6 痴呆関係	21
7 脳卒中関係	23

診断書の様式

- 1 精神分裂病・そううつ病・
・その他精神障害関係

(精神分裂病・そううつ病・急性一過性精神病性障害・持続性妄想性障害等関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日 (歳) 住所
2	医学的判断 ○ 病名 (F) ○ 総合所見(現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)
3	現時点での病状(運転能力及び改善の見込み)についての意見 ア 残遺症状がないか又は極めて軽微であり、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力(以下「安全に必要な能力」という。)を欠いていないと認められる。 イ 残遺症状は認められるが、安全な運転に必要な能力を欠いていないと認められる。 ウ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いている可能性が認められる。 ウー1 ただし、6月(月)以内に3及び4について、ともにア又はイの判断ができる見込みがある。 エ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いていると認められる。 エー1 ただし、6月(月)以内に3及び4について、ともにア又はイの判断ができる見込みがある。 オ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を大きく欠いていると認められる。 オー1 ただし、6月(月)以内に3及び4について、ともにア又はイの判断ができる見込みがある。
4	現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見(3でア又はイに該当する場合のみ) ア 安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状(以下単に「症状」という。)が再発するおそれはないと認められる。 イ 症状が再発するおそれがないとまでは認められないが、()年程度であれば、症状が再発するおそれはないと認められる。 ウ 1年以内に症状が再発するおそれは否定できない。 ウー1 ただし、6月(月)以内にア又はイの判断ができる見込みがある。 エ 1年以内に症状が再発するおそれが認められる。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

診断書記載ガイドライン

1	氏名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日生 (歳) 住所	男・女
2	医学的判断 病名 (F) 所見 (現病歴、現在症、重症度など)	

〈診断名〉

- 状態像ではなく、病名を記載する。ただし、病気とは認められない旨の診断である場合には、「〇〇の症状 (状態像) があるが、病気とは認められない」と記載する。
- (F) には、ICD-10における診断分類を記載する (可能な限り数字コード二桁以上とする)。

〈所見〉

- 3及び4の意見を導く根拠となる症状や経過等を具体的に記載する。

3	現時点での病状 (運転能力及び改善の見込み) についての意見 ア 残遺症状がないか又は極めて軽微であり、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という。) を欠いていないと認められる。 イ 残遺症状は認められるが、安全な運転に必要な能力を欠いていないと認められる。 ウ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いている可能性が認められる。 ウー1 ただし、6月 (月) 以内に3及び4についてともにア又はイの判断ができる見込みがある。 エ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いていると認められる。 エー1 ただし、6月 (月) 以内に3及び4についてともにア又はイの判断ができる見込みがある。 オ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を大きく欠いていると認められる。 オー1 ただし、6月 (月) 以内に3及び4についてともにア又はイの判断ができる見込みがある。
4	現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見 (3でア又はイに該当する場合のみ) ア 安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状 (以下単に「症状」という。) が再発するおそれはないと認められる。 イ 症状が再発するおそれがないとまでは認められないが、() 年程度であれば、症状が再発するおそれはないと認められる。

ウ 1年以内に症状が再発するおそれは否定できない。

ウー1 ただし、6月（ 月）以内にア又はイの判断ができる見込みがある。

エ 1年以内に症状が再発するおそれが認められる。

〈現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見〉

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- ア、イ、ウ、ウー1、エ、エー1、オ又はオー1のいずれかを丸で囲む。
- ウー1、エー1及びオー1については、本項目でア又はイの判断ができる見込みだけでなく、4においてもア又はイの判断ができる見込みがあることが必要であることに注意する。
- ウー1、エー1及びオー1において、6月よりも短い期間で判断できる見込みがある場合には、括弧内に当該期間（1月～5月）を記載する。
- 一度ウー1、エー1又はオー1の判断をした者について再度ウー1、エー1又はオー1の判断をする場合（例：適性検査受検命令や診断書提出命令の場合等）には、2の所見欄に、前回の見込みが異なった理由（環境要因の変化等）を具体的に記載する（この記載がない場合又は合理的な理由が示されていない場合には、ウ、エ又はオの意見として扱うこととなる可能性がある）。

〈現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見〉

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合及び3においてウ、ウー1、エ、エー1、オ又はオー1に記載した場合は、記載不要である。
- ア、イ、ウ、ウー1又はエのいずれかを丸で囲む。
- ア、イ、ウ、ウー1又はエの判断に当たっては、診断等において知り得た事実に基づいて予想可能な事態（要因）の範囲内で判断してよい。
- イの括弧内には1以上の数字を記載する。
- ウー1において、6月よりも短い期間で判断できる見込みがある場合には、括弧内に当該期間（1月～5月）を記載する。
- 一度ウー1の判断をした者について再度ウー1の判断をする場合（例：適性検査受検命令や診断書提出命令の場合等）には、2の所見欄に、前回の見込みが異なった理由（環境要因の変化等）を具体的に記載する（この記載がない場合には、ウの意見として扱うこととなる可能性がある）。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

- 臨時適性検査の場合には「専門医」に丸印を付し、主治医である場合には「主治医」に丸印を付す。主治医が臨時適性検査を行う場合には、両方に丸印を付す。

診断書の様式

2 てんかん関係

(てんかん関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1 氏名		男 ・ 女	
生年月日	M・T・S・H	年	月 日 (歳)
住所			
2 医学的判断			
☐ 病名			
☐ 総合所見(現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)			
3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見			
ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、今後も発作が起こるおそれがないと認められる			
イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、 年程度であれば発作が起こるおそれがないと認められる。			
ウ 1年以内の経過観察の後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。			
エ 2年間の経過観察の後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。			
オ 6月以内に上記ア・イ・ウ・エのいずれかになることが見込まれる。			
カ 6月より短期間(カ月間)で上記ア・イ・ウ・エのいずれかになることが見込まれる。			
キ 上記アからカのいずれにも該当しない。 (過去2年以内に発作を起こした・今後発作を起こすおそれがある等)			
4 その他特記すべき事項			

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

診断書の様式

3 再発性の失神関係

(再発性の失神・神経起因性(調節性)失神関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1 氏名 男 ・ 女
生年月日 M・T・S・H 年 月 日 (歳)
住所

2 医学的判断

- ☐ 病名
- ☐ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)

3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見

過去に神経起因性失神で意識を失ったことがあるが

ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 6月以内に前記アになることが見込まれる。

ウ 6月より短期間(カ月間)で前記アとなることが見込まれる。

エ 上記アからウのいずれにも該当しない。

4 その他特記すべき事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(植え込み型除細動器を植え込んでいる者)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1 氏名 男 ・ 女
生年月日 M・T・S・H 年 月 日 (歳)
住所

2 医学的判断

- ☐ 病名
- ☐ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)

3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見

(※ 植え込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合(一定の場合を除く。))

ア 植え込み後、意識を失ったのは、
が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 植え込み後、意識を失ったのは植え込み型除細動器の故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

ウ 6月以内に前記ア、又はイになることが見込まれる。

エ 6月より短期間(カ月間)で前記ア、又はイとなることが見込まれる。

オ 上記アからエのいずれにも該当しない。

4 その他特記すべき事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(植え込み型除細動器を植え込んでいる者)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 住所	M・T・S・H 年 月 日 (歳)	男 ・ 女
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)		
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 (※ 植え込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者等である場合) ア 植え込み後6月を経過しており、過去6月以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 6月以内に前記ア、又はイになることが見込まれる。 ウ 6月より短期間(カ月間)で前記ア、又はイとなることが見込まれる。 エ 上記アからウのいずれにも該当しない。		
4	その他特記すべき事項		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(ペースメーカーを植え込んでいる者)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日 (歳) 住所
2	医学的判断 ○ 病名 ○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 (※ ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合(一定の場合を除く。)) ア 植え込み後、意識を失ったのは、 が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ウ 植え込み後、意識を失ったのは、 が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 エ 植え込み後、意識を失ったのは、 が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 オ 6月以内に上記ア、イ、ウ、エのいずれかになることが見込まれる。 カ 6月より短期間(カ月間)で上記ア、イ、ウ、エのいずれかになることが見込まれる。 キ 上記アからカのいずれにも該当しない。
4	その他特記すべき事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(ペースメーカーを植え込んでいる者)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 住所	M・T・S・H 年 月 日 (歳)	男 ・ 女
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)		
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 (※ ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者等である場合) ア 「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」とまではいえない。 イ 6月以内に上記アになることが見込まれる。 ウ 6月より短期間(カ月間)で上記アとなることが見込まれる。 エ 上記アからウのいずれにも該当しない。		
4	その他特記すべき事項		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(その他の場合)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名	男 ・ 女
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日 (歳)
	住所	
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 (※ 上記2の病気が原因で意識を失ったことがある者等である場合) ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 今後、()年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ウ 6月以内に、上記ア、又はイになることが見込まれる。 エ 6月より短期間(カ月間)で前記ア、又はイとなることが見込まれる。 オ 上記アからエのいずれにも該当しない。	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

(再発性の失神・その他特定の原因による失神(起立性低血圧等の場合)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名	男 ・ 女
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日 (歳)
	住所	
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 (※ 上記2の病気が原因で意識を失ったことがある者等である場合) ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 今後、()年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ウ 6月以内に、上記ア、又はイになることが見込まれる。 エ 6月より短期間(カ月間)で前記ア、又はイとなることが見込まれる。 オ 上記アからエのいずれにも該当しない。	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

診断書の様式

4 無自覚性の低血糖症関係

(無自覚性の低血糖(薬剤性低血糖パターン1)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 住所	M・T・S・H 年 月 日 (歳)	男 ・ 女
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)		
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 過去1年以内に意識消失がない場合であるが ア 運転を控えるべきとはいえない。(A) イ 「(A)」とはいえないが、6月以内に上記ア(A)と診断できることが見込まれる。 ウ 「(A)」とはいえないが、6月より短期間(カ月)で上記ア(A)と診断できることが見込まれる。 エ 上記アからウのいずれにも該当しない。		
4	その他特記すべき事項		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

(無自覚性の低血糖(薬剤性低血糖パターン2)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 住所	M・T・S・H 年 月 日 (歳)	男・女
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見(現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)		
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 過去1年以内の意識消失がある場合であり ア 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も前兆が自覚できる状態で起きている。(A) イ 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も血糖管理ができる状態で起きている。(B) ウ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も前兆が自覚できる状態で起きている。(C) エ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も血糖管理ができる状態で起きている。(D) オ (意識消失時には運転を控えるべき状況にあったが)その後の治療により、現時点では前兆を自覚できており、又は血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。(E) カ 「(E)」とはいえないが、6月以内に上記オ(E)と診断できることが見込まれる。 (当該期間内に意識消失後1年以上が経過する場合) キ 「(E)」とはいえないが、6月より短期間(カ月)で上記オ(E)と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失後1年以上が経過する場合) ク 「(E)」とはいえないが、6月以内に上記オ(E)と診断できることが見込まれる。 (当該期間内に意識消失後1年以上が経過しない場合) ケ 「(E)」とはいえないが、6月より短期間(カ月)で上記オ(E)と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失後1年以上が経過しない場合) コ 上記アからケのいずれにも該当しない。		
4	その他特記すべき事項		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

(その他の低血糖症(腫瘍性疾患・内分泌疾患・肝疾患・インスリン自己免疫症候群等)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1 氏名		男 ・ 女	
生年月日	M・T・S・H	年	月 日 (歳)
住所			
2 医学的判断			
☐ 病名			
☐ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)			
3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見			
ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。			
イ 今後、()年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。			
ウ 「(今後、()年程度であれば、)発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえないが、6月以内に「(今後、()年程度であれば、)発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。			
エ 「(今後、()年程度であれば、)発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえないが、6月より短期間()ヵ月で「(今後、()年程度であれば、)発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。			
オ 上記アからエのいずれも該当しない。			
4 その他特記すべき事項			

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

診断書の様式

5 重度の眠気の症状を呈する 睡眠障害関係

(重度の睡眠症状を呈する睡眠障害関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1 氏名 男 ・ 女
生年月日 M・T・S・H 年 月 日 (歳)
住所

2 医学的判断

- ☐ 病名
- ☐ 総合所見 (現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)

3 現時点での病状 (改善見込み等) についての意見

(※ 睡眠障害でない場合、及び眠気が軽度や中等度と認められる場合は記載しない。)

- ア 現在、睡眠障害で重度の眠気を生じるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない。
- イ 現在、睡眠障害で重度の眠気を生じるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある。
- ウ 現在、睡眠障害で重度の眠気を生じるおそれがあるが、6月より短期間 (カ月間) で上記イとなることが見込まれる。
- エ 上記アからウのいずれにも該当しない。

4 その他特記すべき事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

診断書の様式

6 痴呆関係

(痴呆関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名	男 ・ 女							
	生年月日	M・T・S・H	年	月	日	(	歳)		
	住所								

2	医学的判断								
	○ 病名	① アルツハイマー病の痴呆	② 血管性痴呆						
		③ その他の痴呆 (							
	○ 総合所見	(現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)							

3	現時点での病状(改善見込み等)についての意見								
	※ 上記③(甲状腺機能低下、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等)の場合のみ、アからオのいずれかに該当を記載すること。								
	ア 痴呆について6月以内に回復する見込みがある。								
	イ 痴呆について6月より短期間(カ月間)で回復する見込みがある。								
	ウ 痴呆について6月以内に回復する見込みがない。								
	エ 痴呆について回復の見込みがない。								
	オ 上記アからエのいずれにも該当しない。								
	カ 痴呆ではないが知能の低下が見られ今後痴呆となるおそれがある。 (軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・痴呆の疑いがある等)								

4	その他特記すべき事項								
---	------------	--	--	--	--	--	--	--	--

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印

診断書の様式

7 脳卒中関係

(脳卒中(脳梗塞・くも膜下出血・一過性脳虚血発作等又は脳動脈瘤破裂・脳腫瘍等)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 住所	M・T・S・H 年 月 日 (歳)	男・女
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見(現病状、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)		
3	現時点での病状(改善見込み等)についての意見 ア 脳梗塞等の発作により、次の障害のいずれかが繰り返し生じている。 【意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等・身体の麻痺等の運動障害・視覚障害(視力障害、視野障害等)】 イ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない(A)」とはいえない。 ウ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「前記(A)」とまではいえませんが、6月以内に「前記(A)」と診断できることが見込まれる。 エ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、6月より短期間(カ月間)で「前記(A)」と診断できることが見込まれる。 オ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後()年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6月以内に「今後()年間は、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。 カ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後()年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6月より短期間(カ月間)で「今後()年間は、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。 キ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えず、今後()年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。 ク 上記アからカのいずれにも該当しない。 (回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない・脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない等)		
4	その他特記すべき事項		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

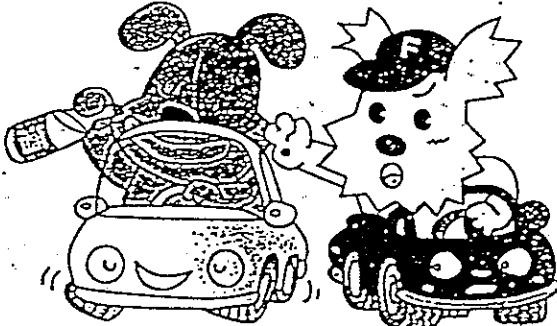
印

【注意事項】

本診断書様式は、臨時適性検査及び主治医の診断のほか、運転免許保有者、運転免許取得希望者等の便宜のために、福岡県公安委員会提出用として作成したものであり、必ずこの様式によらなければならぬものではありません。この様式によらず作成された診断書であっても、運転免許の適否等の判断に必要な内容が記載されていれば、別途の様式の診断書によっても差し支えありません。

運転免許の行政処分の点数制度の改正

呼吸1リットルあたり 現行 0.25mg以上 → 12点 (その2割以上のアルコール7～12点)	呼吸1リットルあたり 0.15～0.25mg未満 (その2割以上のアルコール7～12点) 6点 0.25mg以上 (その2割以上のアルコール7～12点) 13点
※0.15mg以上0.25mg未満の範囲と並びます※	



福岡県警察

臨時適性検査（主治医の診断）における診断書様式（福岡県公安委員会提出用）

平成14年8月20日 発行

発行所 福岡県警察本部交通部運転免許管理課

問い合わせ先等 運転免許管理課聴聞係

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-641-4141（内線 5327）